

(別紙1)農業支援サービス事業育成対策の概要(第2関係)

区分	事業内容及び補助対象経費	補助事業者	補助率	実施要件	実施期間	重要な変更
農業支援サービス事業育成対策	<p>本事業は、下記に掲げる経費であって、別紙2に掲げる経費に該当するものを補助するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業支援サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・農業支援サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・農業支援サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他農業支援サービスの育成・普及に資する取組に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業支援サービス事業を実施する者。 <p>ただし、本補助金による支援を受けられる期間は、一つの事業につき、同事業を開始してから最大で2年とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定額(補助限度額1,500万円) 	<p>以下の要件を全て満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表に掲げる農業支援サービス事業を新たに実施すること ・事務手続を適正かつ効率的に行うための体制が整備されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の変更 ・国庫補助金の増額 ・補助対象事業の中止又は廃止